

国立大学法人愛知教育大学職員の労働時間，休日，休暇等に関する細則

〔 2004年 4月 1日 〕
〔 細 則 第 1 号 〕

(趣旨)

第1条 国立大学法人愛知教育大学職員の労働時間，休暇等に関する規程(2004年規程第10号。以下「労働時間等規程」という。)に基づき，この細則を定める。

(始業及び終業の時刻の変更)

第2条 労働時間等規程第5条第1項及び第6条第2項の規定にかかわらず，次の各号に掲げる職員の始業及び終業の時刻並びに休憩時間は，当該各号のとおりとする。

一 刈谷地区に勤務する事務職員(附属高等学校勤務者を除く。)で，大学院の夜間開講窓口業務の勤務を命ぜられた者

始業時刻	終業時刻	休憩時間
午後0時45分	午後9時30分	午後5時00分から 午後6時00分まで

二 附属特別支援学校に勤務する事務職員で，その職務の特殊性から，早出勤務を命ぜられた者

始業時刻	終業時刻	休憩時間
午前8時00分	午後4時30分	午後0時00分から 午後0時45分まで

(夏季休業，冬季休業及び学年末休業の期間中については，除く。)

三 情報処理センターに係る事務職員で，情報処理センターの管理を命ぜられた者

区分	始業時刻	終業時刻	休憩時間
A	午前8時15分	午後4時45分	午後0時00分から 午後0時45分まで
B	午前9時00分	午前5時30分	午後0時00分から 午後0時45分まで

2 前項の規定により勤務する者の指定は，労働時間割振り簿等(別紙様式1-1，1-2)により指定し，当該職員に周知するとともに，5年間保管するものとする。

(休日)

第3条 労働時間等規程第12条第2項に基づく職員は，附属障害児治療教育センターに勤務する職員及び休日に授業を担当する教育職員とする。

2 前項の職員の休日は，労働時間等規程第12条第1項第1号，第3号，第4号及び第5号のほか月曜日から金曜日までの間の1日とする。

(勤務をしないことの承認の手続き)

第4条 職員は、労働時間等規程第15条の勤務しないことの承認を受ける場合には、あらかじめ休暇簿(別紙様式3)に必要事項を記入し、申し出なければならない。

2 労働時間等規程第15条第1号の保健指導又は健康診査を受ける場合の必要な時間は、妊娠中である場合にあっては、次に掲げる妊娠週数の区分に応じて期間内に1回とする。ただし、医師又は助産師の指示があるときは、当該必要な時間とする。また、産後1年以内である場合にあっては、医師又は助産師の指示による当該必要な時間とする。

妊 娠 週	期 間
妊娠23週まで	4週
妊娠24週から35週まで	2週
妊娠36週出産まで	1週

3 労働時間等規程第15条第5号は、心身の疲労回復を目的とするため、宿泊行事の日後1週間以内とする。

(年次休暇)

第5条 労働時間等規程第22条の年次休暇は、1時間を単位として取得することができる。

2 1時間を単位として使用した年次休暇を日に換算する場合は、8時間をもって1日とする。

(年次休暇の手続き)

第6条 職員は、労働時間等規程第22条の年次休暇を取得する場合には、あらかじめ休暇簿(別紙様式2)に記入し、申し出なければならない。ただし、病気、災害その他やむを得ない事由によりあらかじめ請求できなかった場合には、その事由を付して事後において申し出ることができる。

(病気休暇)

第7条 労働時間等規程第23条第1項の「疾病」には予防注射又は予防接種による著しい発熱、生理日における勤務が著しく困難な症状等が、「療養する」場合には、負傷又は疾病が治った後に社会復帰のためハビリテーションを受ける場合等が含まれるものとする。

(病気休暇の手続き)

第8条 職員は、労働時間等規程第23条の病気休暇の承認を受けようとする場合には、あらかじめ休暇簿(別紙様式3)に必要事項を記入し、申し出なければならない。ただし、やむを得ない場合には、その事由を付して事後において承認を求めることができる。

2 病気休暇が1週間を超える場合には、療養を要する期間が明記された医師の診断書を

すみやかに提出しなければならない。ただし、病気休暇が1週間を超えない場合においても、必要と認める場合には、医師の診断書の提出を求められる場合がある。

- 3 病気休暇が長期にわたり、前項の診断書に記載された療養を要する期間を経過する場合には、更に診断書を提出しなければならない。
- 4 長期にわたり病気休暇を取得している者が、回復後出勤しようとする場合には、医師の診断書を提出し、産業医による復職面接を受けるものとする。
- 5 前項により出勤する場合は、産業医の意見を得た後、学長から許可を受けなければならない。

(特別休暇)

第9条 労働時間等規程第24条の特別休暇は、次の各号に定める場合とし、その期間は当該各号に掲げる期間とする。

- 一 職員が選挙権その他公民としての権利等を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間
 - 二 職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間
 - 三 職員が骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間
 - 四 職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動(専ら親族に対する支援となる活動を除く。)を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき 1の年において5日の範囲内の期間
 - イ 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他被災者を支援する活動
 - ロ 身体障害者療養施設、特別養護老人ホームその他主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であって特に認めるものにおける活動
 - ハ イ及びロに掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他日常生活を支援する活動
- 五 職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他結婚に伴い必要と認められる行事等のために勤務しないことが相当であると認められるとき 結婚の5日前の日から当該結婚の日後1月を経過する期間内における連続する5日の範囲内の期間
- 六 8週間(多胎妊娠の場合は、14週間)以内に出産する予定である女性職員が申し出た場合 出産の日までの申し出た期間
- 七 女性職員が出産(妊娠満12週以後の分娩をいう。以下同じ。)した場合 出産の日の翌日から8週間を経過するまでの期間(産後6週間を経過した女性職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。)

- 八 生後1年6ヶ月に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳、託児所への送迎等を行う場合 1日2回それぞれ1時間以内の期間 ただし、男子職員にあっては、当該職員以外の親が、その子のためにこの号の休暇又は育児短時間勤務を取得する場合は、1日2回それぞれの期間から当該職員以外の親が取得する期間を差し引いた期間
- 九 職員の妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）が出産する場合で、その出産に伴い必要と認められる入院の付き添い等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 出産のために病院に入院する等の日から当該出産の日後2週間を経過する日までの期間内における2日の範囲内の期間（1日ごとに分割することができる。）
- 十 職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合は、14週間）前の日から当該出産の後8週間を経過する日までの期間にある場合において当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき 当該期間における5日の範囲内の期間
- 十一 3歳に満たない子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、その子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき それぞれの年齢までにおいて3日の範囲内の期間（前号に規定する期間を除く。）
- 十二 職員の子、配偶者、父母及び配偶者の父母、同居の親族が負傷又は疾病により職員の看護を必要とし、勤務しないことが相当であると認められる場合（職員の子について、予防接種や健康診断を受けさせる場合を含む） 1の年において7日の範囲内の期間、ただし、小学校就学の始期に達するまでの子を2人以上養育する場合は、10日の範囲内の期間
- 十三 職員の親族（別表の親族欄に掲げる親族に限る。）が死亡した場合で、職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 親族に応じ同表の日数欄に掲げる連続する日数（葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数）の範囲内の期間
- 十四 職員が父母の追悼のための特別な行事（父母の死亡後15年以内のものに限る。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1日の範囲内の期間
- 十五 職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年の8月における法人が指定する3日及び7月から9月までの期間内における原則として連続する2日の範囲内の期間
- 十六 義務教育終了前の子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、その子の在籍する学校等が実施する諸行事（入学（園）式、卒業（園）式、授業（保育）参観、運動会、学芸会、懇談会）に出席するため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年において3日の範囲内の期間
- 十七 地震、水害、火災その他の災害により職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、職員が当該住居の復旧作業等のため勤務しないことが相当であると認められると

き 連続する7日の範囲内の期間

十八 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合 必要と認められる期間

十九 地震、水害、火災その他の災害時において、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間

二十 職員が20年以上勤続したことにより、学長から表彰を受けた場合 その表彰を受けた日以後1年の期間内において3日間

二十一 削除

二十二 要介護状態にある家族（職員の子、配偶者、父母及び配偶者の父母、同居の親族）が職員の介護や通院の付き添い等を必要とし、勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年において当該家族が1人の場合は5日、2人以上の場合は、10日の範囲内の期間

2 前項の連続する日数及び週数には、休日を含むものとする。ただし、第15号を除く。

（特別休暇の手続き）

第10条 職員は、特別休暇の承認を受けようする場合には、あらかじめ休暇簿（別紙様式3）に所要事項を記入し、請求しなければならない。ただし、病気、災害その他やむを得ない事由によりあらかじめ請求できなかった場合には、その事由を付して事後において承認を求めることができる。

2 前項の場合において、証明書等の提出を求めたときは、これを提出しなければならない。

（実施に関し必要な事項）

第11条 この細則の実施に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

この細則は、2004年4月1日から施行する。

附 則（2005年細則第2号）

この細則は、2005年4月1日から施行する。

附 則（2006年細則第2号）

この細則は、2006年4月1日から施行する。

附 則（2007年細則第2号）

この細則は、2007年4月1日から施行する。

附 則（2008年細則第3号）

この細則は、2008年4月1日から施行する。

附 則（2008年細則第6号）

この細則は、2008年10月22日から施行する。

附 則（2009年細則第2号）

1 この細則は、2009年4月1日から施行し、第9条第1項第2号の裁判員として

出頭する場合については，2009年5月21日から適用する。

2 細則第9条第1項第15号に規定する連続する2日の範囲内の期間は，2009年度に限り，5日の範囲内の期間とする。

3 細則第9条第1項第21号については，2009年度限り適用する。

附 則（2010年細則第2号）

この細則は，2010年4月1日から施行する。

附 則（2010年細則第5号）

この細則は，2010年6月30日から施行する。

別表（第9条第1項第13号関係）

親 族	日 数
配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）	7日
父母	
子	5日
祖父母	3日（職員が代襲相続し，かつ祭具等の承継を受ける場合は，7日）
孫	1日
兄弟姉妹	3日
おじ又はおば	1日（職員が代襲相続し，かつ祭具等の承継を受ける場合は，7日）
父母の配偶者又は配偶者の父母	3日（職員と生計を一にしていた場合は，7日）
子の配偶者又は配偶者の子	1日（職員と生計を一にしていた場合は，5日）
祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	1日（職員と生計を一にしていた場合は，3日）
兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	
おじ又はおばの配偶者	1日